

**新型コロナウイルス感染症に係る  
発生届の限定（緊急避難措置）の実施について**

# 発生届の限定（緊急避難措置）の概要について

○現在の感染状況によって、**感染症法に基づく医師の届出（発生届）に係る事務負担が増加**し、適切な医療の提供等が難しくなっているとの声があることから、令和4年8月25日に省令改正等を行うことで、診療・検査医療機関や保健所業務が極めて切迫した地域において、緊急避難措置として、**発生届を重症化リスクのある方に限定**することを可能とする。（ただし、感染動向を追えなくならないよう、陽性者数の総数の把握は簡便な形で継続する）

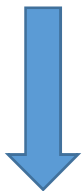
○具体的には、都道府県から厚生労働大臣に届出があった場合には、感染者数の総数と年代別の総数を毎日公表していただくことを前提に、当該都道府県の新型コロナウイルス感染症の届出の対象を限定する。

※届出の対象者は健康観察を実施。届出対象とならない方は、健康フォローアップセンター等に連絡・相談が可能。

※全国ベースでの全数届出の見直しについても、感染状況の推移等を見極めた上で検討。

## 都道府県知事

以下のいずれにも該当する場合、厚生労働大臣に対し、その旨を届け出ることができる。



- ①届出に関する事務を医師及び自治体が処理することとした場合に患者が良質かつ適切な医療を受けることが困難になるおそれがあると認める場合
- ②当該都道府県知事が、新型コロナウイルス感染症の患者を診断した医師の報告に基づき、日ごとの当該患者の総数及び日ごとの当該患者の年代別の総数を毎日公表する場合

## 厚生労働大臣

都道府県知事から届出を受けたときは、当該都道府県の名称を告示する。



## 発生届の限定

厚生労働大臣が告示した都道府県では、当分の間、感染症法第12条に基づく発生届の対象を以下のとおり限定する。

重症化リスクの高い患者

- ① 65歳以上、②入院を要する者、③重症化リスクがあり治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者、④妊娠している者

# 発生届の限定（緊急避難措置）に係る課題について①

## 発生届の限定（緊急避難措置）の適用に関する県の考え方

**医療機関や保健所の負担を軽減**し、真に医療が必要な方に確実に医療を提供することができるよう、**発生届の限定（緊急避難措置）を早期に実施することは必要**と考える。

その際には、こうした制度変更に伴い、**医療現場などに混乱が生じることがなく、また、患者が適切な医療を継続して受けることができるよう**、以下の事項について検討・課題抽出を行ったうえで、**対応策**をあらかじめ講じることが求められる。

### （検討事項1）重症化リスクの低い患者が入院を要する場合の対応（救急対応を含む）

発生届の限定以降、重症化リスクの低い患者は発生届が提出されない（**重症化リスクの低い患者については、陽性者であることを行政が確認できない**）※1ため、これらの患者が体調悪化等により入院を要することとなった場合の対応について、改めて、関係機関との調整が必要となる。

※1 陽性者登録センターで診断された患者を除く

#### [考えられる対応]

重症化リスクの低い患者が体調悪化等により入院を要する場合であって、陽性者であることを行政が確認できない事例については、①「診断がなされた診療・検査医療機関に診断の有無を照会」又は、②「入院調整対象者を陽性者及び、保健所（健康フォローアップセンター）に陽性の申出があった患者（陽性と診断されていない患者が含まれる恐れがある）にまで拡大」する等の対応が考えられる。

#### [課題]

しかしながら、①の場合、**診療・検査医療機関に負担**が、②の場合は、**新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関に負担**が生じる。加えて、一部の地域では、**救急要請時の搬送ルールが、陽性者と疑い患者で異なっているため、当該地域では、追加的な課題整理が必要**である。

## 発生届の限定（緊急避難措置）に係る課題について②

### （検討事項2）重症化リスクの低い患者に対する療養証明書の発行について

国は、重症化リスクの低い患者については、発生届が提出されないため、療養証明書の発行を想定していない。また、保険請求の際に療養証明書を求めないことを関係団体に要請しているとのことであるが、調整には一定の期間を要することが見込まれる。

#### [考えられる対応]

発生届が提出されていない患者は、県において療養期間通知書を発行することができないため、診断を受けた診療・検査医療機関に対して、療養証明書に代わる診断書の発行を依頼することが想定される。

#### [課題]

診断書の発行を診療・検査医療機関に求めることで、これまで以上に診療・検査医療機関に負荷がかかることとなり、負担軽減の目的と逆行する。

### （検討事項3）重症化リスクの低い患者に対する診療報酬請求・公費負担について

陽性者に対する診療を実施する際には、自院で診断した患者を除き、陽性者に対して送付されるSMSや、My-HERSYS画面、（やむを得ない場合は、）保健所に照会等を行うことで、医療機関は、当該患者が陽性者であることを確認し、当該診療を公費負担扱いとするとともに、陽性者に対する特例的な加算措置を適応した診療報酬請求を行っているが、発生届の限定以降は、自院で診断した患者を除き、陽性者であることを公的に確認することができない。

#### [考えられる対応]

発生届が提出されていない患者であって、陽性者であることを確認できない患者については、診断を実施した診療・検査医療機関に確認を行うことが想定される。（陽性者であることを確認できないため、県で照会対応はできない状況）

#### [課題]

上記対応を実施した場合、診断を実施した医療機関への問い合わせが増え、これまで以上に診療・検査医療機関に負荷がかかることとなり、負担軽減の目的と逆行する。

## 発生届の限定（緊急避難措置）に係る課題について③

### （検討事項4）重症化リスクの低い患者に対する宿泊療養及び自宅療養支援体制の継続について

国は、重症化リスクの低い患者についても、これまで同様、宿泊療養や必要に応じた食料品等の支援体制の継続を求めているが、発生届の限定以降は、**重症化リスクの低い患者については、陽性者であることを行政が確認できないため**<sup>※1</sup>、重症化リスクの低い患者に対する宿泊療養及び自宅療養支援体制について、改めて検討が必要となる。

※1 陽性者登録センターで診断された患者を除く

#### 【考えられる対応】

国の求めに応じ、重症化リスクの低い患者に対する宿泊療養及び自宅療養支援体制を継続させるためには、陽性者であることを行政が確認できない事例について、①「診断がなされた診療・検査医療機関に診断の有無を照会」又は、②「希望者（陽性と診断されていない患者が含まれる恐れがある）に対して幅広く対応」する等の対応が考えられる。

#### 【課題】

しかしながら、①の場合、**診療・検査医療機関に多大な負担**がかかること、②の場合であっても、陽性者としての蓋然性が高いことを最低限担保することが必要と考えられる。

# 発生届の限定（緊急避難措置）に係る対応方針（案）について

## 課題のまとめ

- 発生届の限定（緊急避難措置）を実施する場合、重症化リスクの高い患者については、発生届が提出されるが、重症化リスクの低い患者については、年代別の総数把握のみとなる。
- 発生届が提出されない患者に対しても、これまでに準じた対応が一定求められていることから、前述の課題が生じている。
- また、**これら課題に対して対策を講じた場合、医療機関**において、発生届の限定による負担軽減以上に、診断書の発行・照会対応など**追加的な負担**が生じる可能性がある。

※ 1 陽性者登録センターで診断された患者を除く

## 対応方針（案）

重症化リスクの低い患者（発生届無）について、**行政が陽性者であることを確認できないことが課題の根幹**となっている。そのため、

発生届の限定（緊急避難措置）の適応にあたっては 当面の間、**県独自のシステムを構築**のうえ、重症化リスクの低い発生届が提出されない患者について、**「氏名」「生年月日」「住所（市町名のみ）」の情報を追加的に診療・検査医療機関より報告**頂くことで、行政として陽性者の情報を全数把握し、前述の課題に対応することとしたい。※システム入力難しい医療機関分についてはFAXで報告、代行入力を想定

なお、国は、発生届の限定について、全国一律での導入を基本とする方針を示しているものの、新たな制度構築は行わず、令和4年8月25日に示された当該措置を全国展開する方針とされている。当該課題を解決するためには、早期に県独自のシステムを構築のうえ対応する必要がある。



重症化リスクの高い患者：HER-SYS（発生届）上で患者情報を管理  
重症化リスクの低い患者：県独自のシステム上で患者情報を管理

## (参考) 重症化リスクの高い患者の割合について (推計)

### 【重症化リスクの高い患者の割合 (推計)】

届出対象者	割合 (推計)
①65歳以上の者	13.3% (※1)
②入院を要する者	7.1% (※2)
③重症化リスクがあり治療の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者	
④妊娠している者	0.6% (※3)

※1：令和4年8月以降の全感染者に占める65歳以上の割合

※2：令和4年8月以降の全感染者に占める65歳未満の基礎疾患を有する者の割合

※3：令和4年8月以降の全感染者に占める妊婦の割合

### 【全感染者に占める届出対象者の割合】

